

第5回「国立病院・療養所の独立行政法人における財政運営と効率化方策に関する懇談会」議事要旨

- 1 日時 平成14年4月26日（金）10：00～11：50
- 2 場所 厚生労働省専用第21会議室
- 3 出席者  
（委員）浅田座長、大道座長代行、小幡、川淵、岸、黒木、小村、住田、谷、西島、藤田各委員（敬称略）  
（事務局）河村国立病院部長、伍藤審議官、高橋企画課長、滝澤政策医療課長、加藤経営指導課長他
- 4 議題
  - (1) 第4回懇談会議事要旨について
  - (2) 国立病院・療養所における再編成計画の対処方策の決定について
  - (3) 独立行政法人国立病院機構法案について
  - (4) 今後の議論の進め方について
  - (5) その他
- 5 議事概要

<議題3について>

- 各病院にバランスシートを作成することだが、各病院等の建替に要する建設投資に関する負債は、各病院の負債として割り振られるのか。また、独法化に伴い、各病院長の権限はどのように変わるのか。
- 単一の独立行政法人として非常に大きな組織となるが、法人の戦略としてどのような背景でこうした選択を行ったのか。
- 政策医療を担当する組織としては大きすぎる面があり、理事長の権限のみで実際に効率的な運営を行うことは困難。法人内部で権限委任をどうするかは今後検討されるべき大変大きな問題である。
- 政策医療については、厚生労働大臣が法人に対しどのような医療をさせるかを、政策判断として中期目標で指示していくものとして認識する必要があるのではないか。
- 厚生労働省においてのみでなく、評議員会のような法人が直接外部からの評価を受ける仕組みがないと、法人の中身の評価は難しいのではないか。

- 144施設の規模の法人の会計監査について、一人の公認会計士又は一つの監査法人では実務的に困難なのではないか。
- 現実として、独立行政法人に移行する国立病院・療養所が、地域医療の中で通常の病院と同じような役割・機能を担っていく部分が一定程度あるのはやむを得ない。しかし、政策医療を担う法人として、運営費交付金を手当する以上、この政策医療の考え方、方向性をきちんと示していくことは必要。

<議題4について>

- 経営や財務の問題だけではなく、独立行政法人移行後の病院の地域における役割や運営方針、医療計画とのかかわり等の視点も必要ではないか。必ずしも経営論と抵触しないところで議論できるのではないか。
- 米国のベテランズ・ホスピタルや病院債発行、イギリスでやっているPFIなど、諸外国の例を参考にしたらどうか。
- 政策医療の概念は分かりづらく、病院の地理的条件によって、都市型病院と地域型病院といった機能に分けられるのではないか。こうした機能分担の手法が今後必要となっていくのではないか。

(照会先)

厚生労働省健康局国立病院部企画課

担当 長良 (内2611)

電話 (代) 03-5253-1111

(直) 03-3595-2261